

令和2年7月10日

各県立高等学校長 殿  
各県立中等教育学校長 殿

高校教育課長

県立高校等の今後の教育活動に関する留意事項について(通知)

このことについて、令和2年7月9日付けで、高第2011号教育長通知「県立高校等の今後の教育活動について」により、令和2年7月13日(月)から予定していた「通常登校」への移行については、「時差通学」と組み合わせ、通常の授業時間及び時間数で授業を実施することとしたところ です。

ついては、授業の実施上の留意点及び行事等の留意点等を別紙のとおりまとめましたので、今後の教育活動を計画する際に御参照ください(「時差通学」は継続しますが、「学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」に示す再開の段階としては「通常登校」として扱います)。

新型コロナウイルス感染症は、未だ不明な点が多くある感染症であり、感染のリスクを完全にゼロにすることはできません。今のところ学校内での感染の事例はありませんが、県立高校の生徒及び教職員にも新規陽性患者が出ています。長期間にわたり、この感染症とともに生活をしていかなければならない状況の中で、今後も生徒や教職員に新規陽性患者が発生する可能性は十分にあります。各学校においては、新規陽性患者が発生することを恐れるのではなく、今対応できることとして、校内における必要な感染拡大防止対策を講じるとともに、新規陽性患者が発生した際に、冷静かつ適切に対処できるよう、改めてお願いします。校内で新規陽性患者が発生した場合の臨時休業の実施については、所管の課長と協議の上、判断することとなりますので、状況の把握を行い、速やかに報告をいただき、所管の課長と十分な協議を行った上で、慎重に判断し、措置を決定するようお願いいたします。

今後は、清掃活動等を生徒が行うことになるため、その際に使用する消耗品や衛生用品が更に必要になることに備え、6月補正予算で追加の再配当ができるよう準備を進めています。そのため、こうした感染防止対策の消耗品等の購入については、原則として、県費での対応とするようお願いします。なお、生徒による清掃活動を実施する場合には、マスク等を必ず着用させ、清掃作業終了後には石鹸を使って流水で手洗いをするなど、感染防止対策を十分に講じた上で行ってください。また、校内の消毒作業等については、当面は教職員が行うこととします。今後生徒が消毒作業に携わる場合の手順等を示し、まずは自分が使用する身の回りの場所等から安全に配慮した上で、段階的に、生徒が消毒作業を行えるよう指導していくことが必要と考えています。保護者等からの不安の声もあることから、消毒作業を行う場所や使用する薬剤等について、改めて検討し、後日お知らせします。

これからの学校の教育活動の中では、「新しい生活様式」のもと、生徒の安全・安心の確保と学びの保障の両立に取り組んでいくことが求められます。各校長におかれては、学校の実情を踏まえて、健康チェックや共用部分の消毒の実施など、可能な限りの感染リスクの低減と生徒の健やかな学びの保障に努めるよう、一層の教育活動の工夫をお願いいたします。

問合せ先

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話 (045)210-8260 (直通)